

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案の概要

令和 8 年 4 月
農林水産省消費・安全局

I 趣旨

- (1) 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 3 条の 2 第 1 項に基づき、農林水産大臣は、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病について、その発生予防及びまん延防止のための措置に関する基本的な方針や実施方法等に係る特定家畜伝染病防疫指針を定めている。
- (2) 今般、最近における家畜の伝染性疾病の発生時の状況等を踏まえ、国内防疫体制の強化、効率化等を目的として、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案が国会に提出されたところである。本改正法案においては、豚熱の患畜及び疑似患畜については全頭をと殺義務の対象とする規定について、適切なワクチン接種により免疫を獲得した症状のない豚は感染拡大リスクにならないとの専門家の結論を踏まえ、義務の対象範囲を縮小する改正を予定している。
- (3) これを受け、対象範囲を見直した豚熱の疑似患畜の殺処分等の運用方法を明定等するため、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」について、所要の規定の整備を行う。（なお、本指針案の改正は改正法案の成立・公布が前提となる。）

II 改正の概要

- (1) 選択的殺処分の導入に伴う運用に関して、以下について規定。
 - ① ワクチン接種区域内の疑似患畜のうち、殺処分命令の対象となる豚等の範囲
 - ・ 殺処分の範囲は、県が国と協議の上決定するが、主に以下を想定。
 - (ア) ワクチン免疫が成立していない豚（未接種、接種後 20 日以内、発育不良）
 - (イ) 症状が認められ、PCR 検査で陽性となった豚
 - (ウ) その他家畜防疫員が必要と判断した豚
 - ② ワクチン接種区域内の患畜が確認された農場の全ての飼養豚等に対する拡散状況確認検査の実施及び当該検査で陰性になった豚等の疑似患畜からの除外
 - ③ 豚熱の患畜確認の場合の患畜及び疑似患畜の殺処分、患畜等の死体及び汚染物品の処理等に係る運用
 - ④ ワクチン接種区域における患畜又は豚熱ウイルス遺伝子が検出された疑似患畜と同居歴のある豚等に対する緊急ワクチン接種の運用
 - ⑤ ワクチン接種区域内の患畜確認後の監視プログラム
 - ・ 移動制限と毎日の報告徴求により監視。（原則、患畜の確定から 90 日が経過し、かつ消毒が完了した日から 28 日が経過するまでの期間）
 - ・ 消毒完了後（発生から約 3 週間後）、症状のない豚は、と畜場への出荷及び子豚の肥育農場への移動が可能。
- (2) その他の技術的な修正

III 施行期日

未定（改正法案の公布日）